

# 産 業

# 支 援

平成29年度神石高原町産業支援等のご案内

注) 申請手続き等、詳しくは担当窓口までお問い合わせ下さい。

## 工場等設置奨励金

町内に工場等を設置した場合に奨励金を交付します。

工場等・・・製造業、電気業、運輸業、通信業、卸・小売業、サービス業を行うために必要な家屋・償却資産・家屋の敷地である土地

○主な条件

- ・投下固定資産総額が500万円以上
  - ・平成30年度固定資産税課税台帳に新たに登載される固定資産が対象
- 【奨励金：固定資産税相当額×交付率】

交付率 初年度 100分の70  
2年度 100分の60  
3年度 100分の50

※上限1,000万円/年度

※固定資産税納付後の翌年度から3年間交付



固定資産税  
相当額  
3年間交付

## 雇用促進奨励金

町民を正規雇用従業員として雇用した場合に事業所と従業員本人（新規学卒者に限る。）に奨励金を交付します。

【奨励金：20万円/人（事業所）】 ※雇用した従業員が新規学卒者の場合：30万円/人

【奨励金：30万円/人（新規学卒者本人）】

○主な条件

- ・町内に住所がある事業所
- ・雇用保険・社会保険に加入
- ・町外者を雇用した場合は6ヶ月以内に町民になること。（新規学卒者の場合は卒業した年の6月末日までに雇用し、町民になること。）
- ・基準日（雇用日又は定住日）から6ヶ月以内に申請（新規学卒者の場合は卒業した年の10月末日までに申請）

※基準日から12ヶ月後に交付（新規学卒者には12月に交付）



対象従業員  
1人につき  
20万円交付  
(新規学卒者を雇用  
した場合は30万円)

新規学卒者  
1人につき  
30万円交付

## 中小企業融資利子補給金

町内事業所の設備資金・運転資金にかかる利子の一部を補給します。

約定利子の  
2分の1 交付  
(1%上限)

【補給金：利子の1/2（3年間）】  
※上限1%/年度

○主な条件

- ・町内に住所がある事業所
- ・日本政策金融公庫国民生活事業資金又は商工貯蓄共済制度の融資
- ・同一年内で契約した借入金額のうち1,000万円が対象

## 商工観光業関係事業補助金

【起業支援サポート事業】

町内の商工に関する事業に要する経費に対して補助金を交付します。

研修会経費の  
2分の1 交付  
(1万円上限)

アドバイス経費  
定額交付  
(50万円上限)

初期投資経費  
定額交付  
(100万円上限)

○主な条件

- ・起業支援サポート事業に参加している事業主であること。
- ・事業計画書・実績（決算書類等）を5年間提出すること。

※参加対象者

- ①町内で起業を希望する者
- ②町内の起業後3年以内の事業主
- ③町内の事業所で、事業継承に伴う事業転換や新事業への進出を考えている事業主

## 固定資産税課税免除

町内で対象業種の用に供する設備を新設・増設した場合に固定資産税の課税を免除します。

対象固定資産税  
3年間免除

【免除期間：固定資産税を課すこととなった最初の年度以降3年度間】

○主な条件

- ・製造業、旅館業、情報通信技術利用事業（家屋・償却資産・家屋の敷地である土地）
- ・投下固定資産総額は、2,700万円以上

## 店舗・工場等整備補助金

●神石高原商工会実施事業

対象経費の  
2分の1 交付  
(30万円上限)

町内業者で店舗や工場等を改修・改築・新築した場合に補助金を交付します。

【補助金：対象経費の1/2】 ※上限30万円

○主な条件

- ・補助対象者が神石高原商工会の会員であること。
- ・町内業者へ発注されたもので対象経費が30万円以上
- ・申請年度の12月までに完成し支払いが完了していること。
- ・交付決定後に着工した工事であること。

受付：神石高原商工会（本所）TEL（0847）89-0001

◆お問い合わせ

神石高原町 まちづくり推進課

【〒720-1525 神石郡神石高原町小畠2025番地】

TEL (0847) 89-3332 FAX (0847) 85-3394

E-mail jk-suisin@town.jinsekikogen.lg.jp